

令和 4 年

亀山市教育委員会 5 月定例会会議録

亀山市教育委員会 5 月定例会会議録

1. 日 時

令和 4 年 5 月 1 8 日（水）午後 1 時 3 0 分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎 3 階 理事者控室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	宮 村 由 久
2 番委員	宮 西 寛
3 番委員	吉 岡 洋 子
4 番委員	若 林 喜美代

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	岡 安 賢 二
参事（兼）学校教育課長（以下参事学課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
図書館長	井 上 香代子
副参事（図書館整備担当）（以下図書副参事という。）	小 坂 博 文
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	松 尾 信 子
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	前 田 亜 弓
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）	渡 邊 尚 也
教育総務課主任主査（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

3番委員（吉岡洋子委員）

4番委員（若林喜美代委員）

7. 会議録の承認

4月定例会

8. 教育長報告

教育長 （令和4年5月定例会教育長報告に基づき報告）
（質問はなく、教育長報告を終わる。）

9. 議案

教育長 議案第40号「令和4年6月亀山市議会定例会教育行政現況報告について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 議案第40号「令和4年6月亀山市議会定例会教育行政現況報告について」であります。提案理由としましては、令和4年6月亀山市議会定例会に提出する教育行政現況報告を別紙のとおり策定することについて、委員会の議決を求めるものです。内容につきましては事務局の朗読をもって説明とさせていただきます。

総務GL （令和4年6月亀山市議会定例会教育行政現況報告朗読）

若林委員 1点目、4ページの5行目「訪問型の支援の拡充」について、この事業を始めて1年程度経過したと思われるが、現在の状況を教えていただきたい。

2点目、同じく4ページ「統合型校務支援システム」について、このシステムを導入することにより、これまでと何がどのように変わるのか。

3点目、6ページ新図書館が開館するまでの現図書館の休館について、「休館期間中は、関図書館を開室し、市民の読書活動が途切れないように努めます。」とあるが、関図書館の規模や冊数は変えるのか。変えるのであれば、どのように変えるのか。

教研GL 訪問型の支援についてですが、通級指導教室に繋がらない、ま

たは学校登校もなかなかできない子どもに対して、適応指導教室に配置されている支援員が、学校から状況を聞き取り、学校と連携して、個別に訪問できるところに行っているのが現状です。また、本年度からにつきましては、適応指導教室に月に2回程度来ている県のアドバイザーを兼ねたカウンセラーの木村氏とともに訪問型を進め、拡充していくという予定でいます。

若林委員 現状はあまり変わっていないという認識でいいか。何か成果等があったのか。

教研GL なかなか担任が会えない子どもについて、何回か訪問するうちに訪問者、いわゆる支援員が直接会うことで、学校としては繋がらない一方で、こちらでは繋がりができているというような現状はあります。

参事学課長 2点目、統合型校務支援システムは、学校には様々な定型化された業務がありますが、それを電子化して入力容易になり、またはそのデータをきっちり引き継ぐことができるシステムです。連絡や共有を行いやすいグループウェアも搭載されていて、ちょっとした打ち合わせ等は、この中で完結できますので、会議の短縮化にも繋がることとなります。また、勤怠管理として出勤退勤を自動的に記録できます。このシステムを利用し少しずつ業務を削ることで、子どもたちに向き合う時間を確保することとしています。

図書館長 3点目、関図書館についてですが、去年は17,000冊程度の図書がありました。かなり本棚の高いところまで本があったり、本が詰々になったりしていた部分がありましたが、利用しやすく貸し出しの促進がなされるような配置に変えています。さらに新図書館に配架する予定の図書を整理しながら対応を行っていく中で、利用しやすいような冊数で対応させていただきたいと思えます。

若林委員 現在の状況とは変わるということでもいいのか。この記述について、休館中は読書活動が途切れないように関図書館を開けるということと受け止めたが、その部分について何か配慮があるのかと思う。その辺りの対応を是非お願いしたい。

宮西委員 関図書館について、現図書館に設置の皆が利用できる自習室等も併設されるのか。

図書館長 関図書室には閲覧席がありますので、自習室を設ける予定はありません。

宮西委員 では、休館期間中は、休館対応として自習室のような部屋が特別に設けられるものではないということか。

図書館長 そのとおりです。

教育長 基本的には、現図書館を休館して何もないと読書活動が途切れるため、関図書室を開けておきますというような認識であるが、如何か。

若林委員 よく理解できるが、このように文面で記載してしまうと、ほのかな期待をしてしまう方もいるのではないかと考えたため、配慮いただきたいと発言した。大きな変化が無いようであれば、文言は少し考えた方がいいのではないか。「ご活用ください」程度の文言で「途切れないように努めます」は少し違和感がある。

教育長 「なお、休館期間中は、関図書室のみ閲覧、貸し出し可能です」程度になろうかと考える。

図書館長 ご意見いただいた箇所について、修正させていただきたいと思います。

宮村委員 「開室」となると、若林委員ご指摘のとおり、拡充したり何か新たに行うというようなイメージを受ける。「関図書室の利用を進める」とか、その程度の文言でいいのではないか。

教育長 委員の皆様のご意見を踏まえ、修正するというのでいいか。

委員全員 了承。

吉岡委員 6ページの「さよなら図書館イベント」については、何か具体的には決定しているのか。

図書館長 名称は仮称となりますが、内容としましては図書館まつり月間をイメージしており、ボランティア団体にご協力いただき、読み聞かせだけではないイベントとして、進めていく予定です。

吉岡委員 これは1日のイベントか。または1週間2週間程度のものか。

図書館長 期間については8月を考えており、例えばボランティア団体に1日に1団体何か行っていただく等、今後、検討していく予定です。

教育長 お盆があるため、8月後半となるのか。

図書館長 ボランティア団体と調整中です。

教育長 イベント名は仮称であると説明があったが、「仮称」を記述す

るか。

図書館長 「さよなら」という言葉を避けてほしいとのボランティア団体からの要望もあったため、名称も検討しているところです。

教育長 では、「・・・気持ちを込めて図書館イベントを開催します」に変更するか。

図書館長 修正させていただきたいと思います。

教育部長 ただ、6月1日に全戸配布するニュースレターでは、「さよなら図書館イベント」という名称を使っています。出来れば「仮称」という形で修正させていただければと思います。

教育長 全戸配布のニュースレターが既に完成しているということか。

教育部長 はい。配送の手続きに入っています。

参事生課長 現況報告作成の段階では「仮称」を入れていましたが、現図書館が休館する中でイベントを開催するというので、「仮称」という言葉は入れない方がいいと考えていました。「仮称」を入れるというよりは、そのような主旨のイベントを8月に開催するという整理をその段階では行っていました。

教育長 では、表現方法については事務局で最終調整していただくことでいいか。

委員全員 了承。

宮村委員 3ページの2行目「本年度からは市内中学校の国語科・英語科の共通テストを・・・」とあるが、数学等他の教科はないのか。

2点目、同じく3ページの亀山市人権教育推進協議会について、「「市民部会」「行政部会」「学校教育部会」の3部会を設け、今まで・・・市民や行政も含めた幅広い実践が進むよう、組織の見直しを行った」とあるが、市民に対する人権教育又は行政についても教育委員会が所管することになるのか。その辺りの進め方についてお伺いしたい。

3点目、4ページの働き方改革について、前回の定例会にて1年単位の変形労働時間制についての請願について採否を行ったが、この制度の導入については、今年から導入は行わないのか。検討状況についてお伺いしたい。

4点目、同じく4ページ、B&G財団の助成事業について、現況報告に挙げる理由はあるのか。

5点目、5ページの中学校における全員喫食制について、「後

期基本計画実施計画に基づき」とあるが、どのような形で基づくのかお伺いしたい。また、後期基本計画の書きぶり等もお教えいただきたい。

教支GL 1点目、今年度より本格実施となります共通テストは、昨年度2月の期末テストにおいて中学校1年生の国語科と英語科において実施しております。それを基に、今年度から2学期と3学期の期末テストにおいて対象を1年生と2年生として、国語科と英語科で実施します。なぜこの2教科かと言いますと、問われている資質能力の幅が広く、問題を作るにあたっては中学校3校それぞれの問題に統一性を持たせにくい所があり、この2教科としました。

教育長 昨年度3学期については、試行的に行っていたということである。

教研GL 2点目、人権教育について、前身が教職員だけで構成されていた協議会ですが、県内を見たときに人権教育を推進する組織が市民団体や幼保、PTA等も参画して組織されているところが多くあり、昨年度から、学校教育関係者だけではなく、市民の人権団体や行政、学校教育の代表を含めて組織し、教育委員会が音頭をとって進めてきたという経緯があります。今後については、今年度より人権を担う部署である人権・ダイバーシティグループが設置されましたので、その部署との連携並びに亀山市人権施策委員会へ意見反映を行っていくという形で進めていくという主旨となっています。

教育長 内容から判断すると、「幅広い実践」とあるが、「幅広い取り組み」にしては如何か。

参事学課長 修正させていただきたいと思います。

また、3点目の1年単位の変形労働時間制については、近隣の市町とも情報交換を行いながら進めているところですが、現状、どのくらいの時期に開始するのかは未定となっています。よって、今回の現況報告には触れず、今後決定してきた段階において報告いたしたいと考えています。

4点目、B&G財団の助成事業について、単年度事業で補正を提案していることから、敢えて事業の説明を含めて記載をさせていただきます。

宮村委員 「偉人」とはどのような人をいうのか。

参事学課長 B & G財団が名付けた固有名詞のため、細かい部分は分かりかねますが、一般的な偉人というのは「偉い人」と捉えています。ただ、偉人は定義が広いので、一言で申し上げるのは難しいと思います。

宮村委員 偉い人というのは理解できるが、実在したのかどうか、この辺りは如何か。ヤマトタケルさんは、古事記や日本書紀で書かれているが、様々な説がある。偉人にあたるのかと少し疑問に感じた。

教育長 補正を提案するからといって、必ず現況報告に挙げる必要はないと考える。また、補正については議会の中の別の場で説明する機会もある。宮村委員ご指摘のとおり、必ずしも記載しないといけない内容でもないと考えられる。

宮村委員 B & G財団の助成を受ける事業については公にさせていただきたいという要望があったということかと思ったが。そのようなことはないのか。

参事学課長 ありません。

教育長 削除することで如何か。

教支G L 本事業の概要によりますと、顕著な功績が認められる人物、子どもたちの人間形成に資する人物、自治体の中で後世に語り継がれる人物とあり、亀山市としては、後世に語り継がれる人物として挙げさせていただきました。

教育長 その中で、現況報告にあえて載せるかということであるが、如何か。

教育部長 事業の内容としましては先ほどの説明のとおりですが、詳細な内容説明については、教育民生委員会等でさせていただくことになろうかと思っておりますので、現況報告からは削除させていただきたいと思っております。

教育長 では、削除の方向でいいか。

委員全員 了承。

総務課長 5点目、中学校給食についてですが、実施計画については令和4年度から7年度までの年度ごとの進捗計画であり、その計画に基づいて進めるということで挙げさせていただいています。例えば、令和4年度は、給食の規模や建設用地等を盛り込んだ基本的な構想を作る予定となっています。

教育長 この実施計画については、4年間の計画となっているが、それぞれの年度でどのようなことを行っていくのか説明願いたい。

保給G L 令和4年度については建設地や運用方法等の検討や決定、令和5年度については用地測量や埋蔵文化財の調査、令和6年度については基本設計や地質調査、令和7年度については敷地造成や実施設計、中学校における給食受入れの施設改修という予定でございます。

宮村委員 そもそも全員喫食制について、デリバリー給食でも対応ができると考えられるが、方法の結論は出たのか。この辺りの後期基本計画の書きぶりはどのようになっているのか。

総務課長 基本的にはセンター建設を予定しています。

教育長 主要事業が採択されたが、どのような記述となっているのか。

保給G L 「全員喫食制給食の実施に向けセンターを整備する」とあります。

教育長 このとおり給食センター建設について採択されたということである。これは議会にも示されるため、給食センター建設以外の検討の余地はないということである。ただ、運営方法について民間に委託するのか、どれだけの規模のセンターを建設するのか、どこに建設するのか、そのようなことを詰めていく必要があるので、今年から事業を行っていくということでもいいか。

総務課長 そのとおりです。

教育長 ご指摘いただいた箇所については、事務局で修正を行った後、最終的に私に一任をいただくということによろしいか。

委員全員 了承。

教育長 議案第40号について可決することに異議ないか。

委員全員 異議なし
(議案第40号は可決される)

教育長 議案第41号「亀山市立図書館条例施行規則の全部改正について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 議案第41号「亀山市立図書館条例施行規則の全部改正について」であります。提案理由といたしましては、新図書館開館に伴う亀山市立図書館条例施行規則の全部改正について、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、参事より説明します。

- 参事生課長 (資料に基づき説明)
- 若林委員 今までの協議の中で、第16条第1項第1号の「図書」については、以前は「図書等」となっていたと思う。図書館資料の中には郷土資料や教材など様々なものが入っているが、貸し出しするのは、図書と雑誌のみということか。他のものは借りられず閲覧のみということか。
- また、同じく16条に「未返却の図書資料を含め、次のとおりとする。」とあるが、例えば今7冊借りていて6冊は返却したが、残り1冊は未返却であった時に、次の新しい図書は借りられないと考える。この部分の解釈として、一部の未返却図書があった場合、この例で行くと、全く借りられないのか、それとも未返却図書1冊を除いた9冊を借りることができるのか。
- 図書館長 図書館資料につきましては、本等の付録についているCD等と想定しますが、これは図書に付随するものとして、冊数にカウントせず、図書の一部と判断しています。
- 貸出し冊数については、現在、例えば7冊借りていて1冊返却いただければ、また1冊新たに借りることはできます。ただ、未返却の6冊が返却期限を過ぎている場合は、新たに1冊も借りることができません。今後も同様の対応を行っていきます。
- 若林委員 先ほどのCD、DVD等は記述しないということは、閲覧のみという考え方でいいか。
- 図書館長 今コロナ禍でお休みさせていただいている館内閲覧のDVDについては、館内貸出となっているため、館外貸出とは別にカウントさせていただいています。
- 教育長 結局、DVDは借りれるのか、借りれないのか。
- 図書館長 館内閲覧のみとなっています。
- 教育長 では、貸し出しは行わないということか。
- 図書館長 館外貸出は行いません。館内は閲覧のみです。
- 若林委員 先ほどの説明では、コロナ禍のため貸し出しを行っていないとあるが、コロナ禍でなければ貸し出しを行うのか。
- 図書館長 館内におけるDVDの閲覧ですが、コロナ禍で長時間滞在に繋がることから、現在は行っていません。ただ、コロナが収束してこの閲覧が可能となった場合でも、館内のみ閲覧が可能としています。

- 教育長 では、館外に貸し出しできない理由は何か。
- 図書館長 著作権の問題で、図書館がDVD等を購入する場合は、一般に流通している価格より高額となります。利用者にそのDVD等を館外貸し出しして、何かしら弁償等が生じた場合、利用者の負担が非常に大きくなることから館外貸出を行っていません。
- 教育長 著作権上の問題で貸し出しができないという主旨なのか、利用者の負担が大きくなるからできないという主旨なのか。
- 図書館長 著作権上対応ができていないDVD等であれば貸し出し可能です。ただ、かなりの高額となります。よって、現状そこまで揃えることが難しいと考えています。
- 参事生課長 私の認識としまして、一般に市販しているものは個人として楽しむものとしての価格設定がなされていると思います。一方、図書館については、公に使用するという事で、別の価格設定がなされていると聞いています。さらに一般市民の方に貸し出しを行うこととなると、さらに高価な価格設定がなされているところで、現図書館では、そのDVD等を購入していないのが現状です。よって、第16条の条文についてもDVD等は記載していません。
- 教育長 電子図書の貸出しは無いのか。
- 参事生課長 新図書館開館に伴い、電子図書の貸出しの予算措置を行い、現在進めています。条文にある「図書館資料」については、図書館法の定義があり、電子記録による記録についてもこの中に含むことになっています。よって、この「図書」の中には一般的な図書のほか、電子図書も含まれるという理解でお願いいたします。
- 宮西委員 現図書館に電子図書はあるのか。
- 参事生課長 現図書館にはありません。新図書館の開館に向けて準備を進めているところです。
- 宮村委員 第13条第5号の規定について、津市や鈴鹿市等相手方との現状の話し合いの状況を教えていただきたい。
- また、第14条について、新図書館では図書館利用カードをつくることとなるが、現行は図書貸出券を使用している。現在、図書貸出券を使用している方は図書館利用カードに作り変えるのか。もし、作り変える必要があるのであれば、理由は何か。利便性の向上か。
- 参事生課長 他市との状況ですが、今後図書館を休館するにあたり、こちら

側から他市の図書館を利用させていただきたいと言いつらい状況にあります。亀山市の図書館開館後、協議を進めていきたいと思えます。

図書館利用カードと図書貸出券については、資料10ページのとおり経過措置を設けており、現行の図書貸出券もそのまま利用していただけることとなります。名称は変わりますが、機能的には変わりありません。

教育長 基本的に機能は変わらないのか。

参事生課長 基本的には、貸し出しについて全て現行の図書貸出券は対応していると聞いていますので、特に図書館利用カードに作り変えないとサービスに支障が出ることはありません。

教育長 読書手帳とは繋がっているのか。

図書館長 お薬手帳のような形で、読書手帳を検討しています。

教育長 これは図書館利用カードとは別のものか。

図書館長 別のものです。

教育長 今の図書貸出券で確認できるかどうか分からないが、例えば図書館利用カードについて、何か手続きを行えば、これまでの借りた本の履歴が確認できるとか、何か機能が変わらないのか。名称や見た目以外に変わるところはないのか。

図書館長 機能的には変わりません。

宮村委員 では、何故図書館利用カードに変えるのか。

参事生課長 名称変更については、親しみやすい名称としたことに加え、新図書館においては図書の貸出だけではなく、図書館施設を利用する部分、例えば閲覧を行う座席の予約等も行いますので、その点から図書館利用カードとしました。

宮村委員 当面、図書の貸出しについては、現行の図書貸出券で問題ないが、それ以外の利便性が今後追加されることから、従前の図書館貸出券の所有者についても、一時に集中すると職員もパンクするので、当面の間使用を継続するけれども、時期が来たら図書館利用カードに変えた方がより図書館の利用が向上します、というような流れになっていくということではないか。

参事生課長 新図書館を開館するにあたり、自動貸し出し機等のシステム化を行うこととしていますが、それについては現行の図書貸出券も対応しています。一方、今後システムを拡充する中で、利用範囲

も広がってくることを想定していますので、名称について変更させていただきます。

宮村委員 市民に対してはどのような対応を行うのか。図書館利用カードに更新していただきますと案内するのか、現行のままで支障ありませんと案内するのか、如何か。

教育部長 まず、現行の図書貸出券についても、新図書館における座席予約等を含めた利用は可能となっています。よって、ある時期になったら作り変えてくださいというものではありません。ただ、新規に登録される方については、図書の貸出しだけではなく図書館利用全般に係る図書館利用カードに変わるということで、このカードを発行させていただきます。従いまして、かなり長い期間、旧来の図書貸出券と新しい図書館利用カードが存在するということになります。ただ、カード自体特別なものではありませんので、どちらでも同じサービスが受けられるとご理解いただければと思います。

若林委員 図書貸出券については、「券」というのは「チケット」のようなもので、図書を利用するために「チケット」ではおかしいのではと以前発言させていただいた。よって、「図書館利用カード」という名称に変更することはいいと考えている。ただ、資料にも「図書貸出券を図書館利用カードとして利用できる経過措置を設ける」とあるので、しばらく使えることは理解できるが、経過措置であるため、いつかは全てが変更されるという認識である。この辺りについては、市民の皆様が混乱しないように説明いただきたい。経過措置については、いつまでを言うのか。この切り替える時期についてはしっかりと決めておいていただきたい。

教育長 経過措置とあるが、現況では図書館利用カードに変えるメリットがないため、変える必要はないのではないか。

若林委員 「券」という名称については違和感が残るが。

教育長 特に利用については何の支障もないように思える。見た目と名称が変わるだけではないのか。変える必要性が感じられない。よって、この条文は今から新規に登録する人が対象のものであって、並行してずっと図書貸出券は使用し続けられると考えられる。そうした時に経過措置としては如何かと考えられる。

宮村委員 図書貸出券を図書館利用カードに変えてほしいという方が来た

場合はどう対応するのか。その必要ないと回答するのか。

参事生課長 新しい図書館利用カードを作ることとしています。ただ、図書貸出券を所有している全ての方に、変えていただくよう案内する必要はないとは考えています。

若林委員 では、両方使用できるという考え方か。

参事生課長 そのとおりです。

若林委員 では、経過措置ではないのではないか。

参事生課長 経過措置となります。この文言が無いと図書貸出券が使用できません。

教育長 先ほどの説明では、図書貸出券を何の不自由もなく、機能も変わらず使用できると理解したが、如何か。

教育部長 機能的な部分については何ら変わりませんが、例規上、今回の改正によって、図書貸出しを行う時は図書館利用カードが必要であるとなります。現行の図書貸出券は、現行の例規（施行規則）にて定義づけがなされており、今回の全部改正により定義づけがなくなるため、図書貸出券も変わらず使用できる旨を経過措置にて示しているということです。

宮村委員 その経過措置はどこに謳われているのか。

教育部長 資料10ページの附則に謳っています。

教育長 理解した。ただ、経過措置であるため、やはり何時までの経過措置であるのかは示すべきではないのか。

参事生課長 経過措置については、今回明確な期限を設けてないため、通常は「当分の間」とすることとなります。

教育長 機能やサービス等に違いがあれば、このような経過措置で問題ないと考えられるが、単なる名称変更についてはこの限りではないのではないか。変える必要もないのであれば、亀山市立図書館における図書の貸出しができるものは、常に2種類存在していくということになるが。事実との相違はないか。

参事生課長 まず、名称については、若林委員がおっしゃったとおり、以前からの協議の中で、「券」より「カード」という名称が望ましいということで変更させていただいた経緯があります。また、機能については、現行の図書貸出券がシステムに対応したものとなっていますので、その利用を担保するために経過措置を設けています。

教育長 繰り返すが、図書貸出券を所有している全ての方に、変えていただくよう案内する必要はないとの説明があった。

参事生課長 積極的には行わないということです。

宮村委員 私の認識では、一定の期間については図書貸出券を利用できるが、一定の期間内に図書館利用カードに切り替えていくという理解である。何年後という具体的な期間は分からないが、教育長が言われたとおり、期間としては示すべきだと考える。新しい機能として図書館利用カードを作るので、当面の間は図書貸出券も使用できるけれども、速やかに切り替えていくんだという市の意思も必要ではないかと考える。ところが今の説明では、この意志は市にないということであるが、やはり一定期間で切り替える方が望ましいのではないか。

教育長 議論について整理する。まず、図書貸出券と図書館利用カードについて、機能として違いはないということでもいいか。

参事生課長 ありません。

教育長 今後、近い将来、新たな付加価値や機能を付ける構想はあるのか。

参事生課長 予算的に措置されているものはございません。今後、予約システムの利用については、規程等により決めていきたいと考えています。

教育長 その場合も図書貸出券、図書館利用カードとも何の変わりもなく使用できるということか。

参事生課長 そのとおりです。

教育長 今後、この件については、幾度となく市民の皆様から問い合わせがあることが想定される。その中で、より望ましい規則になればと願う。その中で、図書館利用カードに変更する理由としては、明確な説明が求められるのではないか。例えば、機能上変わらないのであれば、現在の図書貸出券にて図書だけではなく施設も予約ができる現状で、名称に違和感があるため、名称を今回変更するというのも理由の一つではないのか。また、現状の予算措置がなされていなくても、今後、どのような新たな付加価値が想定されるのか。そこも理由の一つになるとは考えるが。

教育部長 予算上、現状で担保されている付加機能はございませんが、将来的に、例えば読書通帳のような機能を入れていく場合は、現行

の図書貸出券では対応できないということはあろうかと思えます。これは、システムがどこまで対応できるかによりますので、現時点では明確に予定しているものはないということです。

図書館長 一点、現行の図書貸出券の裏面には現在の図書館及び関図書館の情報が記載されています。新図書館が開館すると正しい情報をこの貸出券では得ることが出来ず、一方では、新たな図書館利用カードでは、新しい図書館の情報を記載することとしています。

教育長 理解した。図書貸出券では、新図書館開館後は古い情報を流し続けていることになるため、図書館利用カードへの更新をお勧めしますということですか。

図書館長 そのとおりです。

教育長 変更する手続き作業にどの程度時間を要するのか。また、例えば現行の図書貸出券を、一斉に開館前のある期間をとって更新を行うということは可能であるのか。

図書館長 現行の図書貸出券の再発行で考えますと、おおよそ5分程度です。システム上の手続きのみになるかと思えますので、数分程度を想定しています。

教育長 手続きに数分程度としても、開館前に一斉に行おうとすると、相応の時間を要する。例えば開館前に1週間程度時間をとって手続きを行った方が、開館後窓口に行列ができ業務に支障をきたすことが無くなるのではないか。このような対策も今後検討いただきたい。

また、先ほどの説明にもあったとおり、やはり現行の図書貸出券では、開館後については誤った古い情報を流すことになるので、名称も変えますし、新しい図書館利用カードに更新いただきたいという案内は、期間を設けなくても流す必要があると考えられる。

参事生課長 一斉に切り替えとなると、かなりの作業となり時間も要しますので、通常、制度改正を行う時は、現行のものも使用できるという経過措置を設けることとなります。この経過措置を設け、今後は新しい図書館利用カードへの更新を進めていくという形でご理解いただきたいと思えます。ただ、先ほどからご指摘をいただいた期間につきましては、現在記載しておらず、図書貸出券がずっと使用できることとなるため、具体的な期間を入れることは難しいので、「当分の間」という記載を追記させていただきたいと思

います。

宮村委員 その考え方でいいと考える。基本的には図書館利用カードに変えていく、ただ一時に集中して更新はできないため、当分の間という経過措置を設けるということで理解した。

吉岡委員 新しい図書館利用カードのデザインは決まっているのか。

参事生課長 デザインについてはこれから考えていきます。例えば亀山高校と連携する等の想定はしています。

教育長 キットテラスを入れるとか。

参事生課長 デザインについては、必要に応じて提示させていただきます。

教育長 では、議案第41号について、経過措置の部分について、一部修正を行うことを条件として、可決としてよいか。

委員全員 異議なし。

(議案第41号は可決される)

10. 協議事項

教育長 協議事項1「令和4年度亀山市教育功労者表彰対象者について」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

宮村委員 選考基準の中で、おおむね10年以上と条件が示されているが、今回の職場体験学習に関しても10年以上という基準で選定するのか。また、ここ数年間はコロナ禍で職場体験を中断していたが、その期間はどのようにするのか。

総務課長 選考基準の10年以上を根拠として選定を考えています。また、コロナ禍の間は、通算年数には入れないこととします。

教育長 職場体験は、生徒の意向も組みとりながら受入業者を決めていくため、生徒を受け入れますという意思表示をしても生徒が希望しなかった場合がある。その場合は、どのように考えるのか。

総務課長 生徒の受入れに対し手を挙げていただいた方については、貢献いただいたとみなし、対象としていきたいと考えています。

教育長 ちなみに職場体験学習は、約20年前にスタートしている。

宮村委員 特に今まで問題のあった受入れ事業者は無いのか。

教育長 今まで問題となったトラブルについて、記憶はない。ただ、人気不人気はあるため、生徒から選ばれやすい選ばれにくい差は出る。そこで、対象生徒がいない場合はお断りさせていただくこと

はある。現状は如何か。

教研GL 特にトラブル等は聞いていません。

総務課長 今年度の表彰式は、10月2日（日）の午後に教育懇談会と併せて関中学校を予定していますので、ご参加をお願いいたします。

1 1. 報告事項

教育長 報告事項1「市内幼稚園・小学校・中学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について」説明を求める。

（教育部長詳細説明）

教育長 加えて、連休明けに子どもたちのマスクの着用について、教育委員会から全保護者に対して情報発信を行った。まずは着用を必ずしも強制するものではない、また、熱中症対策を優先するとか、体育の授業中ははずすとといった内容を学校、保護者に流させていた。

若林委員 関中学校と中部中学校の修学旅行の行先はどこになるのか。

参事学課長 関中学校は中国・四国地方、兵庫県、岡山県、香川県を中心に最後大阪府を訪れます。中部中学校は福井県、石川県が中心となり、富山県も訪れます。亀山中学校は来週となりますが山梨県が中心となります。

教育長 亀山中学校、中部中学校においては生徒数が多く、比較的感染者数が少ない地方を選んでいる。関東地方の中では山梨県の感染者数が極端に少ないと聞いている。

宮西委員 2泊3日程度か。

参事学課長 そのとおりです。

若林委員 途中で陽性者が出た場合は、保護者が迎えに行くのか。

教育長 そうなる。当然必要な措置は行う。

（ほかに質問はなく、報告を終わる。）

教育長 報告事項2「令和4年度教育予算6月補正について」説明を求める。

（総務課長、参事学課長詳細説明）

教育長 学校施設長寿命化計画策定事業と校務支援システム事業については、主要事業となる。給食センターに関する補正予算はどうなっているのか。

総務課長 給食センターの事業については、今年度はセンター建設に向けて規模等を部局内で検討することとし、費用は発生しないため、予算計上を行っていません。予算は令和5年以降に挙げさせていただきます。

教育長 総合教育会議で市長と協議を重ねてきた結果に基づくそれぞれの事業について、予算補正があげられているということである。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「生徒指導について」説明を求める。
(参事学課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「図書館利用状況について」説明を求める。
(図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「工事及び委託事業の発注状況について」説明を求める。
(参事学課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項6「教育委員会行事及び予定について」
(総務課長、参事学課長、参事生課長、図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

報告事項7「後援事業について」
(質問はなく、報告を終わる。)

12. その他

(参事学課長)

- ・学校教育ビジョンの配布について
- ・教育委員学校訪問の日程について
- ・運動会の日程について

(図書館長より)

- ・ 亀山市子ども読書活動推進計画の配布について
(教育総務課長)
- ・ 教育委員会 7 月定例会の日程変更について
- ・ 亀山市スポーツ推進計画及び亀山市文化芸術推進基本計画の
配布について

13. 閉会

午後 4 時 3 分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3 番委員

4 番委員